

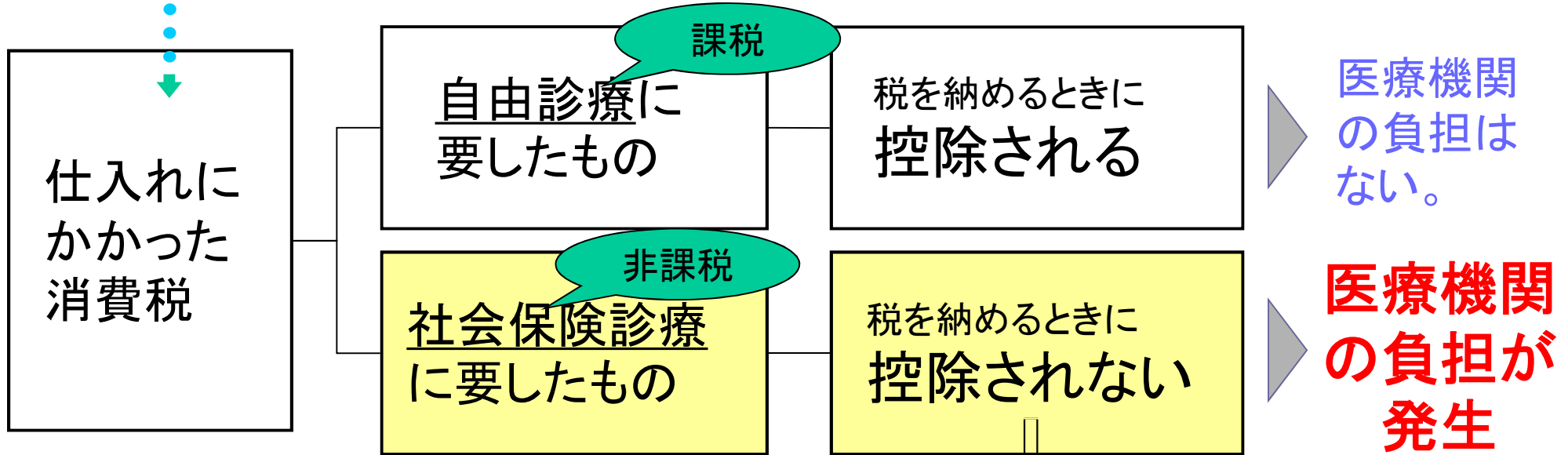
医療における
控除対象外消費税問題の実態と
日本医師会の考え方
(抜粋)

平成24年11月15日

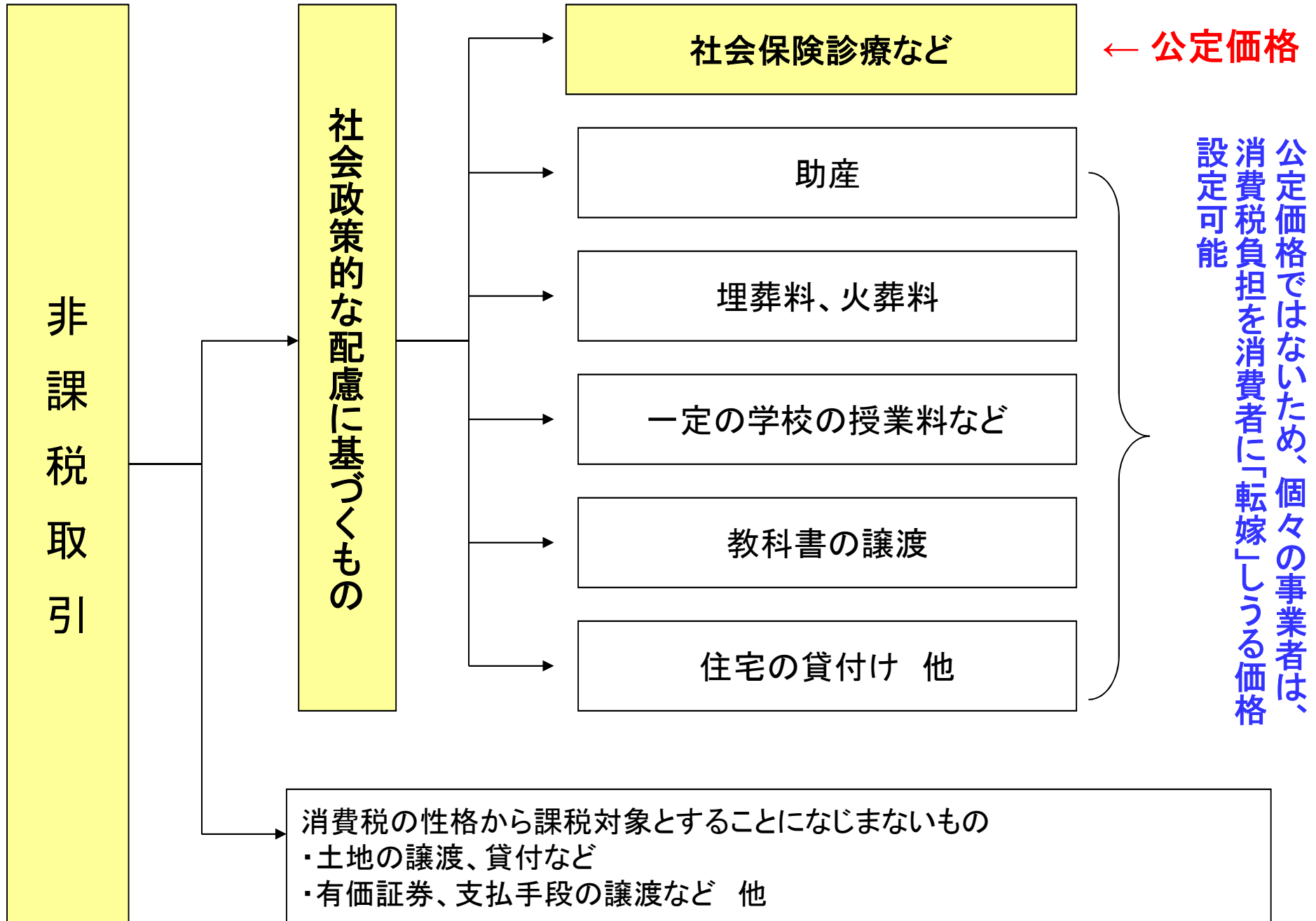
日本医師会

控除対象外消費税とは

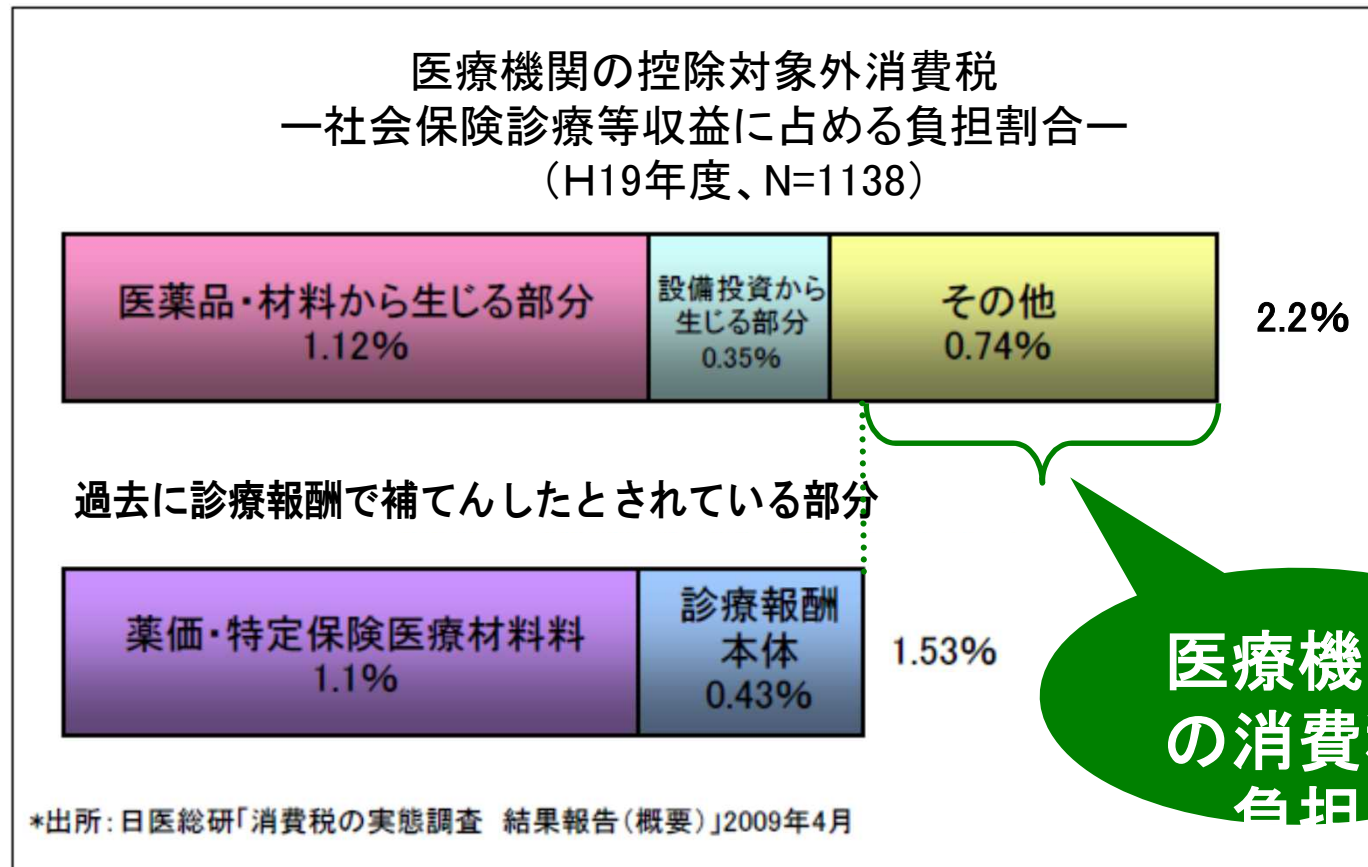
社会保険診療は非課税なので、患者から消費税をいただかない。しかし、**社会保険診療を行なうための設備や医薬品などの仕入れには、消費税がかかる。**



控除対象外消費税



控除対象外消費税の実態



「日本医師会の提言 — 新政権に期待する —」(2009.10.14 日本医師会) より

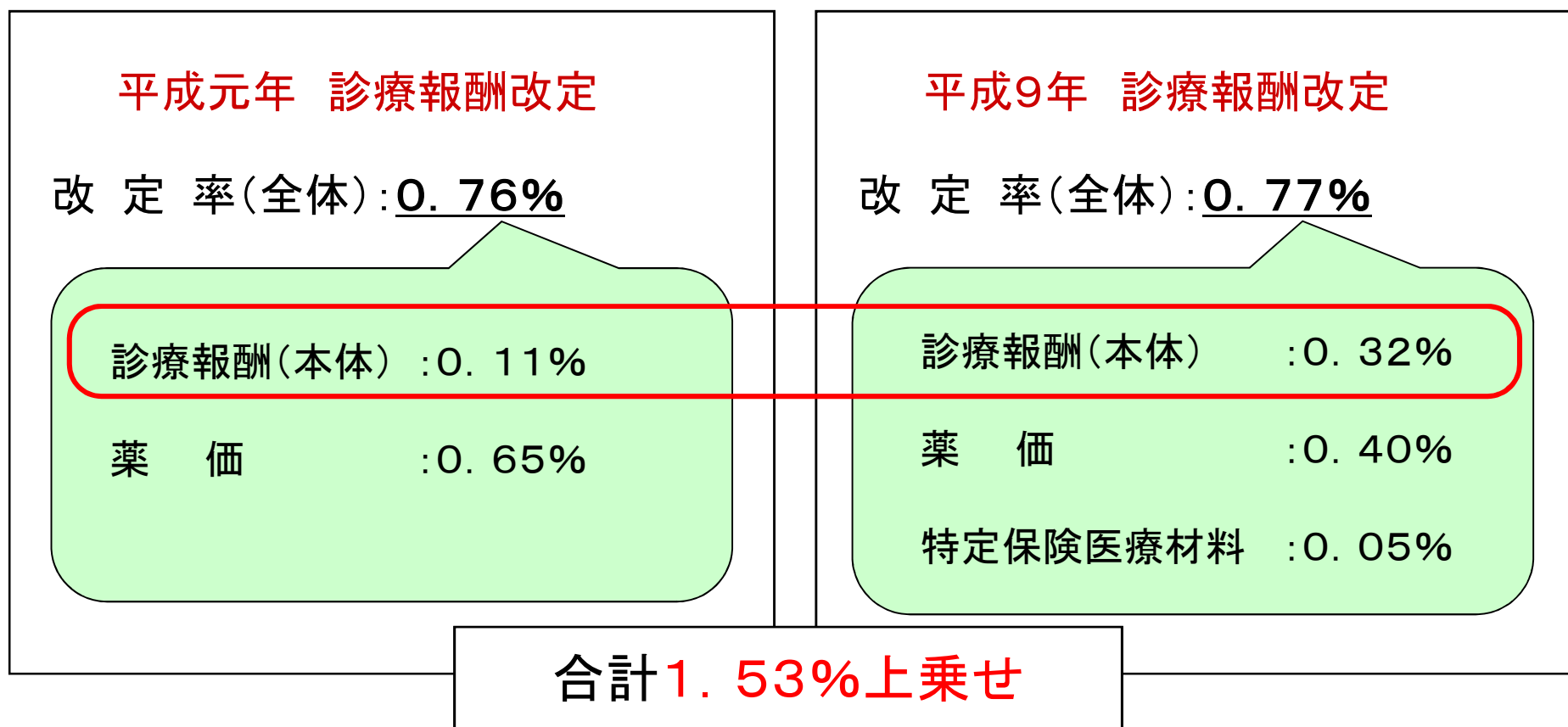
※控除対象外消費税は、法人税・所得税の損金・必要経費に算入可能で、その分だけ法人税・所得税を軽減可。

しかし、法人税非課税の学校法人や赤字が継続する法人等については、その限りではない。

控除対象外消費税に対する現行の対応



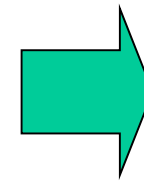
控除対象外消費税の問題に対して、過去において、
診療報酬に1.53%が上乗せされ、解決済みとされてきた。・・・？



診療報酬への上乗せの問題点

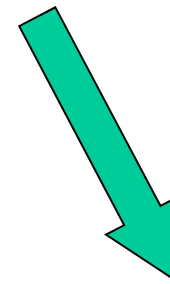
- 上乗せは36項目のみ
 - 医療行為によって、上乗せされているものと、されていないものがある。

- 診療報酬への転嫁は限界
 - 医療機関によってコスト構造は異なるため、仕入れにかかった消費税にもかなりの差がある。



患者の間で
不公平

保険者の間
でも不公平



医療機関の間
でも不公平



☞ 転嫁(上乗せ)の仕方が不適切だったことは明らか。
公的保険の財源配分として公平性、透明性を高める必要。

	社会保険診療 に対する 事業税非課税措置	医療法人の自由診療 に対する 事業税軽減措置	四段階制 (所得税・法人税)	(参考) 消費税の いわゆる「損税」 ＝医療機関の 消費税負担
国税or地方税	地方税(都道府県税)		国税	国税・地方税
所管官庁	総務省		財務省	財務省・総務省
減税規模	▲874億円	▲14億円	▲250億円	2,410億円
備考	平年度減収見込額、 厚労省平成25年度要望 資料より	平年度減収見込額、 厚労省平成25年度要望 資料より	<ul style="list-style-type: none"> ・平年度減収見込額、 厚労省平成25年度要望 資料より ・この試算は、申告書に記載され た実額経費が実際にかかった経 費をもれなく記帳されていることを 前提にしているが、経費を正確に 把握できていない場合も多いとみ られるため、過大な見積もりと なっている可能性が大きい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度推計値、 日医による試算 ・診療報酬への消費税分上乗せ 1.53%がきちんとなされている と仮定した試算。

政府も、控除対象外消費税問題を解決すべき課題として、明確に認識するに至りました。しかし、依然として、非課税を前提とした医療保険制度の枠内での改善にとどまっております。抜本的解決を目指し、引き続き要望実現を求めてまいります。

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための
消費税法の一部を改正する等の法律(平成24年8月10日成立)

税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置
(第7条第1号ト)

医療機関等における高額の投資に係る消費税の負担に関し、新たに一定の基準に該当するものに対し区分して措置を講ずることを検討し、医療機関等の仕入れに係る消費税については、診療報酬等の医療保険制度において手当をすることとし、医療機関等の消費税の負担について、厚生労働省において定期的に検証を行う場を設けることとするとともに、医療に係る消費税の課税の在り方については、引き続き検討する。

消費税率8%・10%・10%超における 控除対象外消費税問題への対応

消費税率	政府	日医	
		要望	考え方
8%	<ul style="list-style-type: none"> ・非課税制度維持(注)。 ・「高額投資」について医療保険制度で手当を検討。 ・検証の場設置。 	<ul style="list-style-type: none"> ・抜本的解決として、仕入税額控除が可能な課税制度に改めること。その際、ゼロ税率・軽減税率を適用するなど患者負担を増やさない制度へ改善。 ・患者負担のないゼロ税率が理想的解決策。 ・なお、改正法の措置について以下の通り対応。 <ol style="list-style-type: none"> ①検証の場で課税が妥当であることを主張。 ②「高額投資」部分についての手当てや、薬価について消費税上乘せ分の明確化などの改善を図る。 ③ただし、「高額投資」への医療保険制度による手当は、「財政中立」的なものであってはならない。 ④各医療機関の間に差のない公平な補填方法を検討。 	<ul style="list-style-type: none"> ・中医協 消費税分科会において、支払い側と利害が一致可能な「患者負担・被保険者負担・事業主負担を増やすことなく透明性を高める仕組み」としての課税制度へ改善の方向で合意形成を図る。 ・政府税調 中医協消費税分科会の議論と並行して、政府税調において検討会の設置を求める。
10%	同上	<ul style="list-style-type: none"> ・抜本的解決として、仕入税額控除が可能な課税制度に改めること。その際、ゼロ税率・軽減税率を適用するなど患者負担を増やさない制度へ改善。 ・患者負担のないゼロ税率が理想的解決策。 	
10%超	<ul style="list-style-type: none"> ・課税のあり方について検討の結果次第。 	同上	

(注)低所得者対策としての複数税率導入が検討課題のひとつに挙げられており、8%の段階での軽減税率導入の可能性はあるが、控除対象外消費税問題への影響は不明。

結語

社会保険診療が消費税非課税であることにより、国民にとっても医療機関にとっても、不合理且つ不透明な負担が生じている。

この問題の解決のため、軽減税率とりわけゼロ税率課税の仕組みを強く要望する。